

監 査 公 表

監査公表第4号

平成24年3月16日

高知県監査委員	浜田	英宏
同	桑名	龍吾
同	坂本	千代
同	朝日	満夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

【収入証紙制度について】

高 知 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査の概要	-----	1
1	監査の趣旨	-----	1
2	監査の実施概要	-----	1
3	監査の実施期間	-----	1
4	監査の実施方法	-----	1
5	監査の着眼点	-----	2
第2	監査の結果及び意見	-----	3
1	収入証紙制度の概要	-----	3
2	汎用集計システム調査の結果	-----	6
3	ヒアリング調査の結果	-----	11
4	都道府県調査の結果	-----	17
5	現状と課題	-----	20
6	意見	-----	21

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

行政監査は、地方公共団体の事務が法令の規定に従い適正に執行されているか、また、その目的に沿って効率的かつ効果的に実施されているかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により実施するものである。

平成23年度は、「収入証紙制度について」をテーマとして監査を実施した。

2 監査の実施概要

地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収について、条例を定めることにより、証紙の方法によることができる規定された法第231条の2第1項に基づき、県は、高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号。以下「条例」という。）において、証紙により徴収する使用料及び手数料を規定している。

近年、時代の変化に伴い公金収納のあり方が多様化していることから、収入証紙制度について利便性、安全・確実性等を観点として監査することとした。

(1) 監査の対象

高知県収入証紙（以下「証紙」という。）により納付することとされている使用料及び手数料（以下「手数料等」という。）の徴収事務等

(2) 監査対象機関

全所属（公営企業局を除く。）

(3) 監査の対象期間

平成22年度

3 監査の実施期間

平成23年9月7日から平成24年2月10日まで

4 監査の実施方法

(1) 汎用集計システム調査

本庁は、証紙により徴収する手数料等を規定した根拠条例等の所管の有無及び平成22年度における証紙による収入（以下「証紙収入」という。）の実績を調査した。

出先機関は、平成22年度における証紙収入の実績及び所属周辺における売りさばき所の状況について調査した。

(2) ヒアリング調査

ア 本庁・出先機関

上記(1)の調査結果から、金額や件数の多い所属を選定し、手数料等の内容等について個別に調査した。また、証紙で徴収する手数料等の受付業務等を団体に委託している所属については、その業務内容の詳細についても調査した。

イ 会計管理局

会計管理局は、証紙の印刷から売りさばき代金の受入れ及び振替等証紙にかか

る一連の事務を担当している。現行の収入証紙制度の概要、経費及び経理方法等について調査した。

ウ 証紙交付機関

県は、売りさばき人への証紙の交付、交換等の業務を証紙交付機関に委託している。このうちの1者を抽出し、窓口等における実態について聞き取りを行った。

エ 県業務の委託先

2者を抽出し、窓口等における実態について聞き取りを行った。

(3) 都道府県調査

他の都道府県における収入証紙制度について、制度の有無、種類、売りさばき手数料等の状況について、アンケートを実施した。

5 監査の着眼点

監査の対象について、主に次の事項に着眼して監査を実施した。

- (1) 県民にとって、便利な納付方法には、どのようなものがあるか。
- (2) 安全で確実な徴収方法には、どのようなものがあるか。
- (3) 証紙収入と制度維持にかかる諸経費とのバランスはどうか。
- (4) 証紙収入にかかる徴収事務は、効率的であるか。
- (5) 売りさばき人、関係団体等の現状はどうか。

第2 監査の結果及び意見

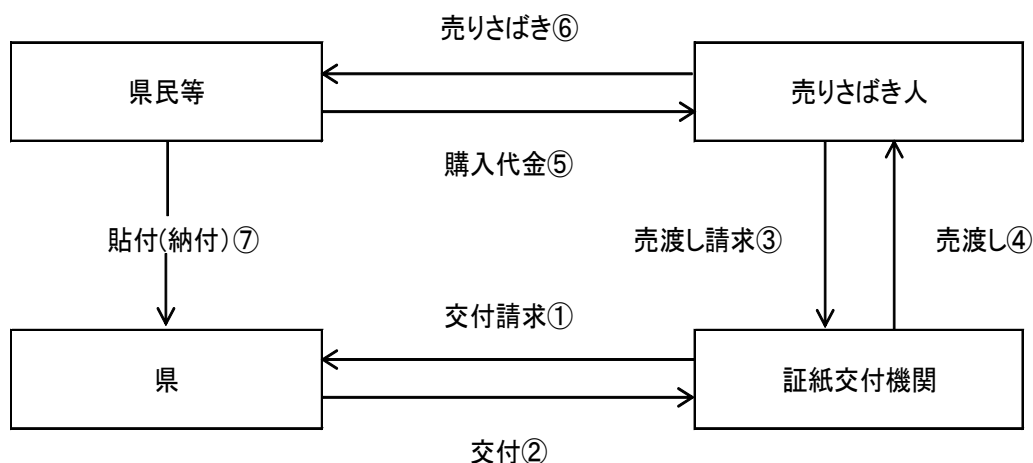
1 収入証紙制度の概要

(1) 本県における収入証紙制度

ア 収入証紙制度

収入証紙制度とは、現金以外の収入方法の一つで、県があらかじめ印刷した証紙を県が指定する売りさばき人を通じて県民等が購入し、県の申請書等に貼付することによって手数料等を納付する制度をいう。

図1 証紙購入から納付までの流れ



イ 導入の背景

逐条地方自治法第6次改訂版（松本英昭著）によると、「歳入の収納は、現金で行うのが昭和38年の改正前においては原則であったが、現金主義の建前を固執することは、住民にとっても普通地方公共団体にとっても非常に不便をきたす場合があった。改正前において現金主義の例外的取扱いを認めた明確な規定がなかったにもかかわらず、大多数の普通地方公共団体が必要に迫られて昭和38年の改正前の令第148条ただし書の規定中「納額告知書又は納付書により難しいもの」を根拠として規則の定めるところにより証紙による収入の方法を採用していたが、昭和38年の改正により、証紙のほか、口座振替及び証券による収入の方法が制度に明定された。」とある。

本県においては、現行の条例が昭和39年3月28日に公布、同年4月1日から施行され、また、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号。以下「規則」という。）が同年4月17日に公布、施行されている。

この規則の公布時の付則第2項には、「高知県収入証紙規則（昭和34年高知県規則第30号）は、廃止する。」とあり昭和34年には既に収入証紙規則が存在していた。また、高知県収入証紙売りさばき人の指定一覧表によれば指定年月日の最も古いものが「昭25. 6. 30」と記載されていることから、法の改正を受けて条例を創設した10年以上前から収入証紙制度が運用されていたことが窺^{うかが}える。

(2) 証紙により徴収する手数料等

ア 証紙により徴収する手数料等

法第231条の2第1項に、「普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収に

については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。」とあり、本県においては、高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）、高知県証明事務手数料徴収条例（昭和31年高知県条例第48号）、高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）及びその他の条例において規定されている手数料等のうち、条例別表に掲げるもの以外を証紙により徴収することとしている。

イ 証紙の納付方法

法令その他の規程に基づく届出、申請等を行う者（以下「申請者」という。）が、証紙により納付する手数料等は、申請等に係る書類の余白に、納付額に相当する証紙を貼り付けて提出することにより納付することとされている。ただし、これにより難しい場合は、規則第3条5項で「証紙の購入が困難である等の理由により申請書等に納付額に相当する現金を添えて提出があった場合は、これを受理する機関に証紙のはり付けの委託があったものとみなす。」としている。

(3) 証紙の種類及び印刷

ア 証紙の種類

次の13種類の証紙が条例で規定されている。

1万円、5,000円、2,000円、1,000円、500円、300円、200円、100円、50円、20円、10円、5円、1円

イ 証紙の印刷

証紙の印刷は、会計管理局において売りさばき実績や在庫状況を勘案し、必要枚数を算出したうえで、年1回独立行政法人国立印刷局に発注している。

(4) 証紙の売りさばき

ア 売りさばき人の指定

条例第5条において、「証紙は、知事の指定する者（以下「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。」と規定している。

また、売りさばき人を指定したとき又は指定を取り消したとき等は、直ちにその旨を告示しなければならないとしている。

(ア) 売りさばき人の指定手続

証紙売りさばき人指定申請書及び証紙を売りさばく場所（以下「売りさばき所」という。）の位置図等の添付書類を受理した場合には、指定基準等に適合しないときを除き、知事は、申請した者を売りさばき人として指定する。

(イ) 指定基準（申請した者が市町村の場合を除く。）

a 申請した者が設置しようとする売りさばき所において、年額30万円以上の証紙の売りさばきが見込まれること。

b 申請した者の業態が証紙を売りさばくことに適しており、かつ、証紙の売りさばきに必要な労力、資金、設備等を有していること。

イ 売りさばき手数料

規則第7条において、「売りさばき人は、常に一般の需要を満たし得るように証紙を備え、額面金額で売りさばかなければならない。売りさばき人は需要者から現金を預かり、その都度証紙を買受けに来ることのないよう、特に注意しなけ

ればならない。」と定められており、売りさばき人は証紙の売りさばき自体からは利益を得ることができず、またあらかじめ証紙を買取りしたうえで販売しているため在庫が生じた場合のリスクを負っている。

売りさばき人は証紙の売渡しを請求するときには、あらかじめ証紙の額面金額の合計額から額面金額の合計に3.15パーセントの率を乗じて得た額を差し引いて県に納付することとしており、この差し引いた額が売りさばき手数料である。

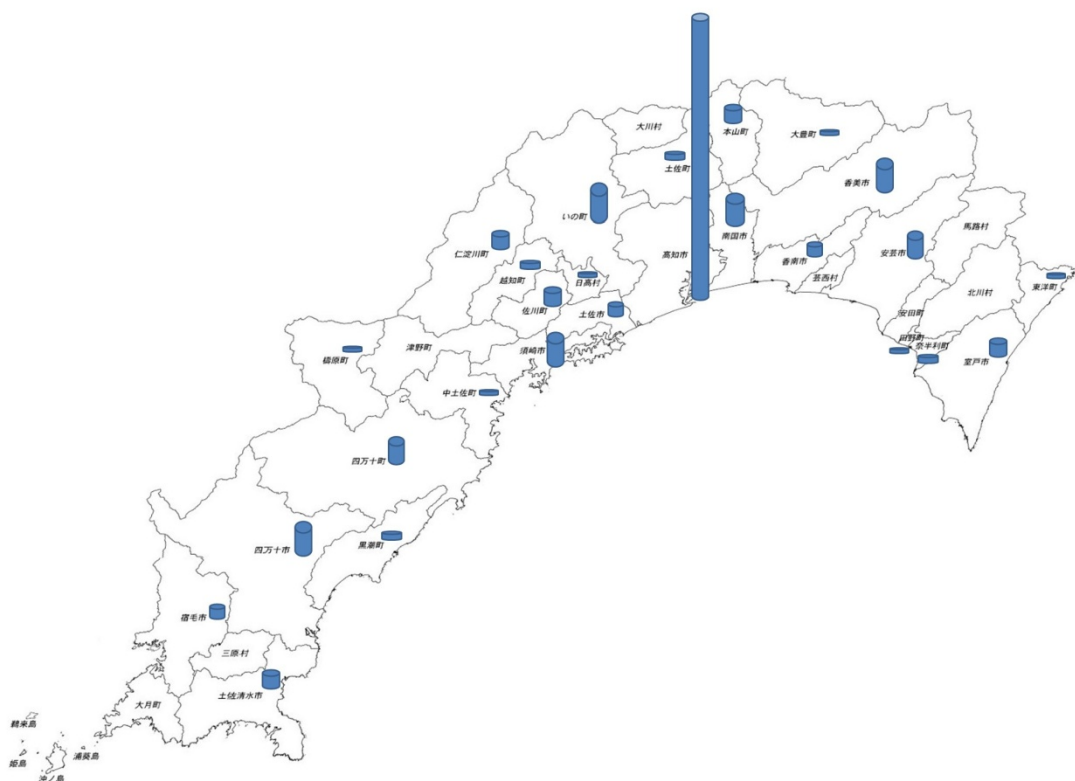
ウ 売りさばき人及び売りさばき所の状況

平成23年12月1日現在の売りさばき人の指定状況は、9市町13か所、2銀行70か所、23会社団体55か所、6個人6か所で、合計すると県内で売りさばき人は40者、売りさばき所は144か所となっている。

しかし、県内144か所の売りさばき所のうち、約4割に当たる56か所が高知市にあり、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、津野町、大月町、三原村の8町村には、売りさばき所がない状況である。

また、売りさばき所の約半分に当たる70か所は銀行であり、銀行以外の会社団体で県の機関と同一建物内にあるところは、40か所である。

図2 売りさばき所の状況



エ 証紙交付機関

規則第13条において、知事は、指定金融機関又は指定代理金融機関のうち、知事が指定する者に売りさばき人に対する証紙の交付及び証紙の交換を行わせることができるとし、平成18年3月23日に株式会社四国銀行及び株式会社高知銀行を

証紙交付機関に指定している。

証紙交付機関は、県から証紙の交付を受け、売りさばき人に対する証紙の交付及び証紙の交換を行い、売りさばき人に対して交付した証紙の額面金額の総額（証紙交付機関である売りさばき人への交付分は除く。）に0.105パーセントを乗じて得た額を県から受けており、この額が証紙交付手数料である。

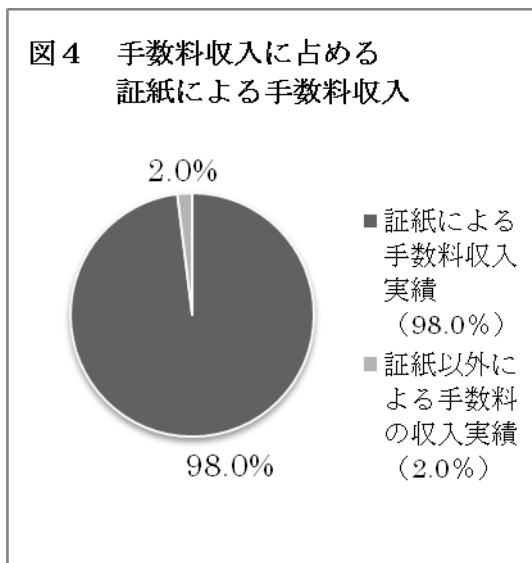
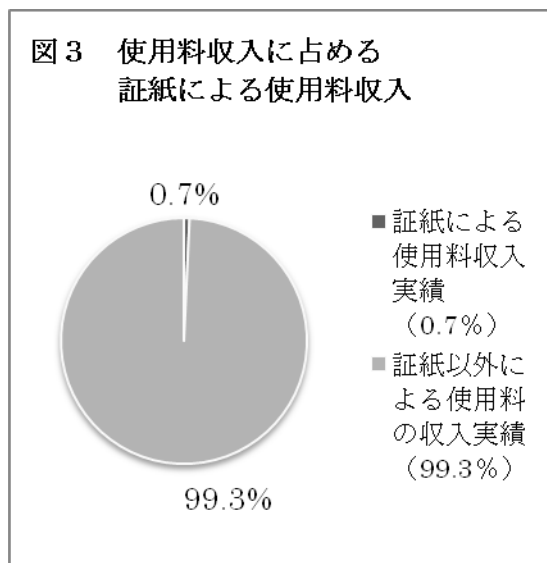
2 汎用集計システム調査の結果

証紙収入の実績等を把握するため、平成23年9月に汎用集計システム調査を実施し、本庁104所属、出先127所属、合わせて231所属から回答を得た。その回答を集計し、分析した結果は次のとおりである。

なお、調査に当たり証紙収入の実績は、各所属の平成22年度分とし、高知女子大学及び高知短期大学分については、対象外とした。

(1) 本県の使用料及び手数料収入との比較

使用料の収入済額は、2,694,212,926円でこのうち証紙での収入額は、19,697,160円（0.7パーセント）に過ぎない。一方、手数料については、1,316,953,390円の収入済額に対して1,291,001,050円（98.0パーセント）であり、手数料収入のほとんどは、証紙収入である。



(2) 証紙による徴収を規定した手数料等の条例の所管状況

本庁104所属のうち、これらの条例を所管しているのは、法務課、財政課、危機管理・防災課、消防政策課、健康長寿政策課、医療政策・医師確保課、食品・衛生課、高齢者福祉課、文化・国際課、県民生活・男女共同参画課、雇用労働政策課、地域農業推進課、環境対策課、建設管理課、道路課、都市計画課、公園下水道課、住宅課、建築指導課、高等学校課、警察本部、収用委員会事務局の22所属（21.2パーセント）であった。そのうち所管条例等を根拠とした証紙収入の実績があった所属は、18所属であった。

(3) 証紙収入の実績

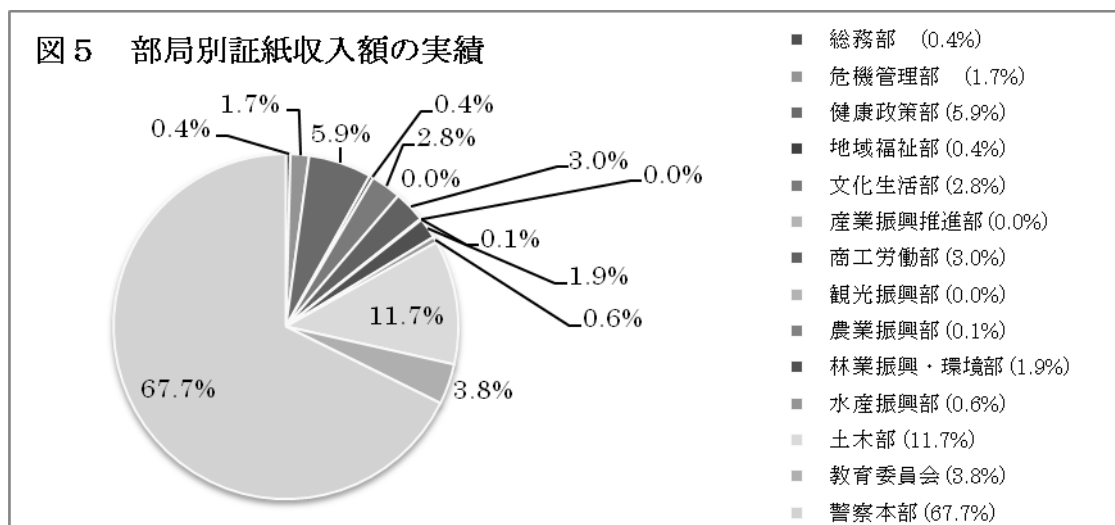
証紙収入の実績のあったところは、本庁104所属のうち49所属（47.1パーセント）、出先127所属のうち94所属（74.0パーセント）であり、合わせて231所属のうち143所属（61.9パーセント）であった。

また、証紙収入額は、本庁974,699,860円、出先335,998,350円、合計1,310,698,210円であった。そのうち886,914,130円（67.7パーセント）を警察本部が、次いで152,701,020円（11.7パーセント）を土木部が占めていた。

表1 部局別証紙収入の実績

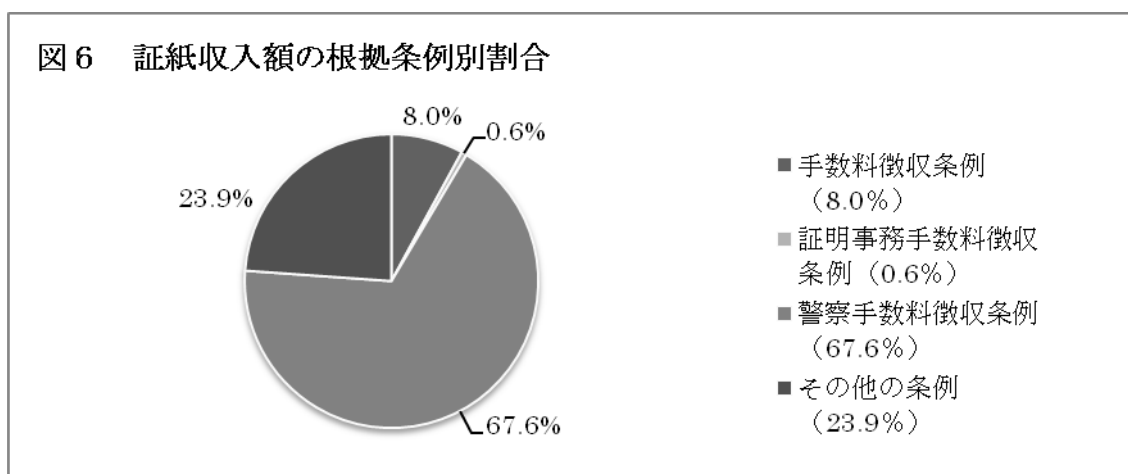
部局別	本庁			出先			合計		
	所属数	件数(件)	金額(円)	所属数	件数(件)	金額(円)	所属数	件数(件)	金額(円)
総務部	4	17	7,140	5	15,015	5,467,860	9	15,032	5,475,000
危機管理部	2	4,449	22,764,580	—	—	—	2	4,449	22,764,580
健康政策部	6	3,778	25,573,390	8	3,871	52,026,640	14	7,649	77,600,030
地域福祉部	3	788	4,935,260	—	—	—	3	788	4,935,260
文化生活部	4	18,647	37,211,660	—	—	—	4	18,647	37,211,660
産業振興推進部	1	2	840	—	—	—	1	2	840
商工労働部	4	72	1,679,000	5	3,605	37,351,930	9	3,677	39,030,930
観光振興部	1	15	261,100	—	—	—	1	15	261,100
農業振興部	6	173	786,960	6	153	446,950	12	326	1,233,910
林業振興・環境部	3	274	19,327,880	5	161	6,027,300	8	435	25,355,180
水産振興部	1	1,816	7,236,500	1	1	420	2	1,817	7,236,920
土木部	7	5,468	123,708,730	6	2,085	28,992,290	13	7,553	152,701,020
会計管理局	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会	6	2,560	8,057,740	42	15,134	41,919,910	48	17,694	49,977,650
警察本部	1	320,460	723,149,080	16	95,447	163,765,050	17	415,907	886,914,130
各種行政委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	49	358,519	974,699,860	94	135,472	335,998,350	143	493,991	1,310,698,210

注 件数及び金額は、汎用集計システム調査により所属から得た回答を積み上げたものであり、その後のヒアリング結果を基に一部修正しているものもある。



(4) 根拠条例別実績

証紙収入の実績を根拠条例別にみると、手数料徴収条例104,231,260円（8.0パーセント）、証明事務手数料徴収条例7,633,380円（0.6パーセント）、警察手数料徴収条例885,993,250円（67.6パーセント）及びその他の条例312,840,320円（23.9パーセント）であった。



ア 手数料徴収条例

手数料徴収条例に基づく証紙収入実績は104,231,260円であり、その部局別割合は、図7のとおりである。と畜検査手数料19,335,100円、薬事関係手数料19,245,420円の収入が大きく健康政策部で全体の43.5パーセントを占めている。また産業廃棄物処理業許可手数料18,537,000円の収入実績を受け林業振興・環境部が全体の18.5パーセントを占めている。

また収入実績がある所属のうち、申請時に申請書以外の添付書類が必要かどうかを調査した結果は、図8のとおりである。

図7 手数料徴収条例による証紙収入実績の部局別割合

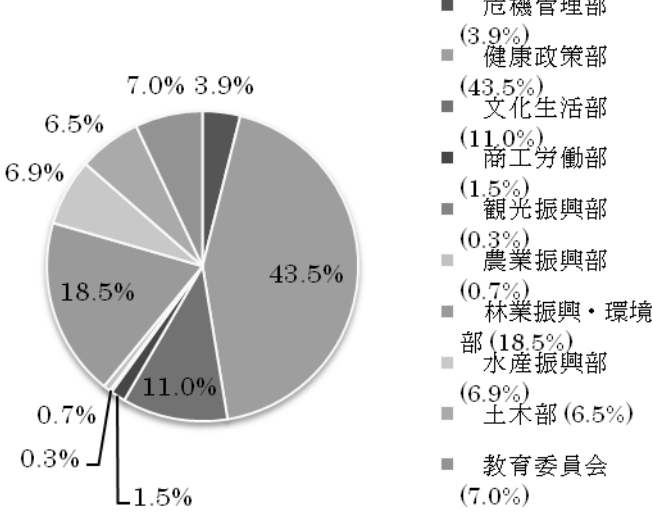
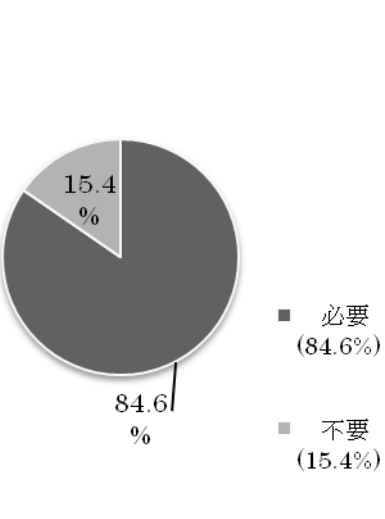


図8 申請書以外の添付書類の要否



イ 証明事務手数料徴収条例

証明事務手数料徴収条例に基づく証紙収入実績は7,633,380円であり、その部局別割合は、図9のとおりである。総務部で全体の71.7パーセントを占めるのは、県税事務所において1件の手数料360円の「県税、又は県税に附帯する徴収金に関する証明」の申請が多いためであり、次いで教育委員会が全体の20.5パーセントを占めるのは、卒業証明などの「資格又は経歴に関する証明」1件の手数料420円の申請が多いためである。

また収入実績がある所属のうち、申請時に申請書以外の添付書類が必要かどうかを調査した結果は、図10のとおりである。

図9 証明事務手数料徴収条例による証紙収入実績の部局別割合

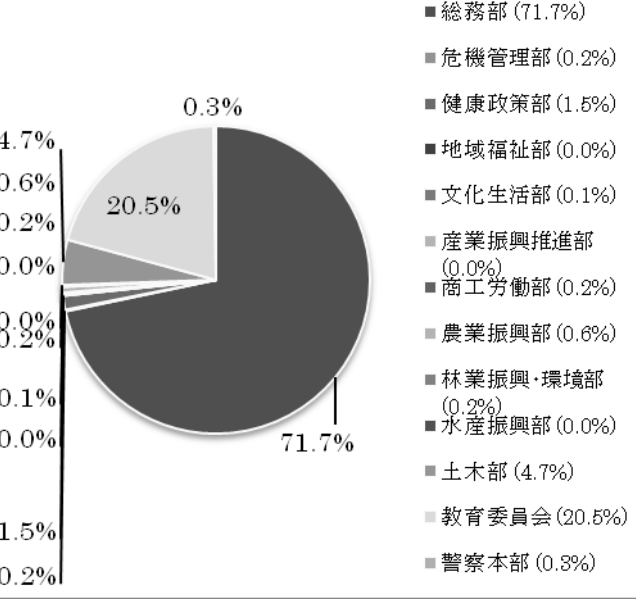
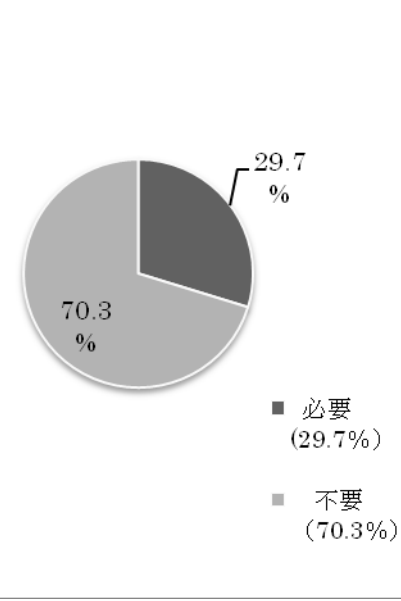


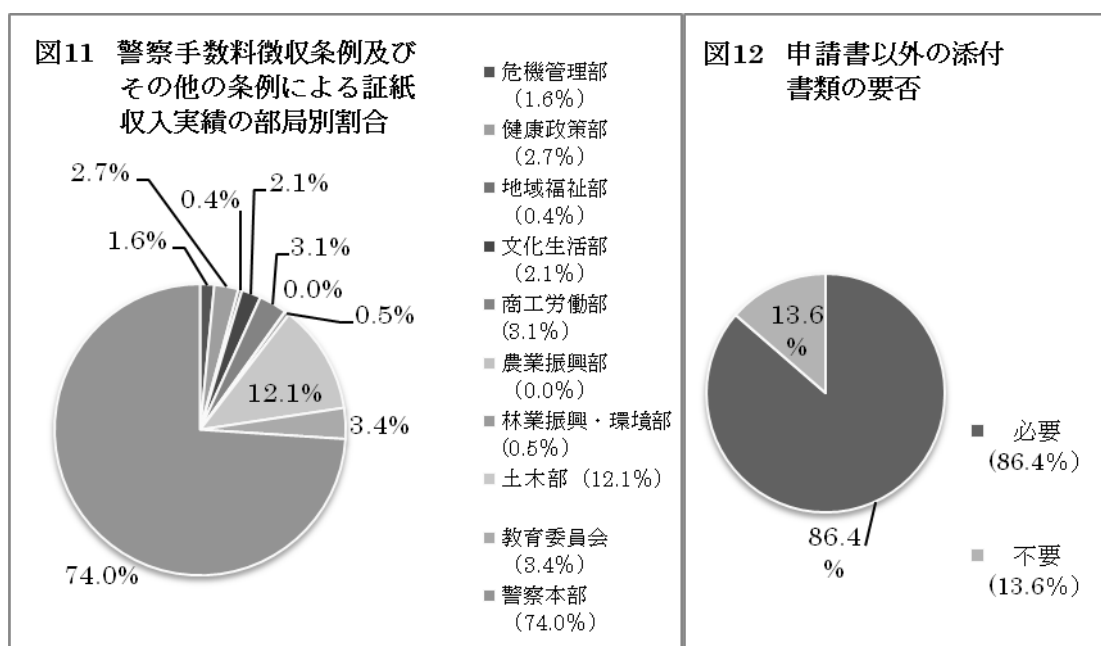
図10 申請書以外の添付書類の要否



ウ 警察手数料徴収条例及びその他の条例

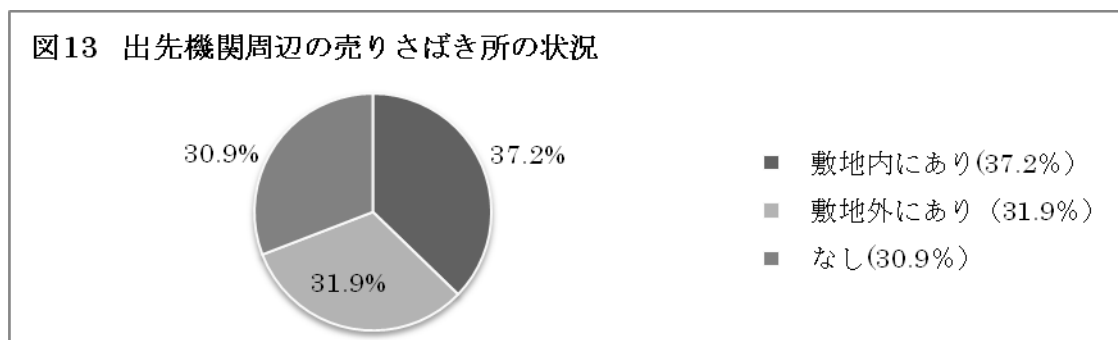
警察手数料徴収条例885,993,250円とその他の条例312,840,320円を合わせた証紙収入実績は1,198,833,570円であり、その部局別割合は、図11のとおりである。警察本部の中では、警察手数料徴収条例に基づく自動車運転免許試験手数料415,751,300円、自動車運転免許講習手数料221,002,600円、自動車保管場所証明等交付申請手数料90,983,000円と非常に多くなっている。また、土木部の中では、建設業法関係手数料徴収条例及び建築基準法施行条例に基づく手数料の合計が117,194,500円と多くなっている。

また収入実績がある所属のうち、申請時に申請書以外の添付書類が必要かどうかを調査した結果は、図12のとおりである。



(5) 出先機関周辺の売りさばき所の状況

証紙収入の実績があった出先94所属のうち、売りさばき所が「敷地内にあり」は35所属（37.2パーセント）、「敷地外にあり（往復5分以内の範囲）」は30所属（31.9パーセント）、「なし」は29所属（30.9パーセント）であった。



3 ヒアリング調査の結果

汎用集計システム調査の回答があった231所属のうち、金額や件数の多い本庁13所属、出先機関11所属を選定し、手数料等の詳細及び委託した県業務についてヒアリング調査を行ったほか、条例を所管する会計管理課に、証紙にかかる事務の実態を調査した。

また、証紙交付機関である銀行2行のうち株式会社四国銀行県庁支店、県から受付窓口業務等を受託している団体のうち、土佐電気鉄道株式会社と社団法人高知県交通安全協会（運転免許センター内）の2者を選定し、実態について聞き取りを行った。

表2 ヒアリング対象所属の証紙収入の実績等

部局別	所属名	件数(件) 注1	金額 (円)	売りさばき所 注2		委託先 注3
				あり	なし	
総務部	中央東県税事務所	2,744	996,720		○	
	中央西県税事務所	7,733	2,794,740	○		
危機管理部	危機管理・防災課	1,387	12,341,380	○		②
	消防政策課	3,062	10,423,200	○		②
健康政策部	健康長寿政策課	829	4,417,160	○		
	医事業務課	2,239	16,427,760	○		
	中央東福祉保健所	671	7,743,580	○		
	食肉衛生検査所	1,002	19,613,420		○	
地域福祉部	高齢者福祉課	785	4,934,000	○		
文化生活部	文化・国際課	13,081	25,737,500	○		①
	鳥獣対策課	5,553	11,468,700	○		
商工労働部	工業技術センター	1,628	19,275,850	○		
	紙産業技術センター	1,033	13,940,570	○		
林業振興・環境部	環境対策課	270	19,306,640	○		
	森林技術センター	130	6,015,120		○	
水産振興部	漁業管理課	1,816	7,236,500	○		
土木部	建設管理課	2,826	82,611,560	○		
	建築指導課	1,336	25,595,660	○		
	高知土木事務所	198	4,632,220	○		
	幡多土木事務所	1,016	17,480,150		○	
教育委員会	教育政策課	2,319	6,605,140	○		
	高知工業高等学校	1,027	2,611,850	○		
警察本部	会計課	320,460	723,149,080	○		⑬
	高知警察署	29,331	47,596,460	○		

注1 件数は、汎用集計システム調査により所属から得た回答を積み上げたものであり、その後のヒアリング結果を基に一部修正しているものもある。

注2 売りさばき所の「あり」とは、庁舎内又は往復5分以内に売りさばき所がある場合のこと。「なし」とは左記以外。

注3 ○印内の数字は、委託先の団体の数を示している。

(1) 証紙の利便性

証紙により徴収する方法の利便性について、次のことが確認できた。

証紙は、県への納付方法として歴史があり、事業の許認可や個人の資格更新等は受益者となる者が申請者であることから、証紙での納付が定着していた。また、初めて手続する場合にごく一部で収入印紙と間違^{おおむ}う申請者がいるものの、概ね問題はなかった。

県にとっての利便性は、現金を扱う場合に比べ、一目で金額が正しいかどうかを判断できることに加え、申請の受付事務が効率的にできることであり、特に、少額の手数料等については顕著であった。

一方、申請者にとっては、現金で納付する場合に比べると、あらかじめ証紙を購入する一手間が必要である。指定された売りさばき所は市町村の中心部に集中しているなど限定されること、売りさばき所の約半数を占める銀行は窓口業務を午後3時で終えること、土日祝日に購入できる売りさばき所が極めて少ないこと等、不便な点があった。

また、証紙は県外や遠隔地からの郵送申請を可能にするが、多くの申請者は受付窓口又は担当課に書類を持参し、関係書類と金額の確認を受けてから、証紙を購入していることがわかった。その際、提出先の庁舎内又は周辺に売りさばき所がある時は、概ね、申請者の利便性が図られていた。

なお、証紙を購入できない申請者への対応には、金額分の普通為替証書又は定額小為替証書の送付を依頼し、規則第3条第5項を適用して職員が証紙に換えている所属が多かった。また、事例は少ないが、手数料等が高額になる遠隔地の申請者には、県外等への証紙の発送に応じる売りさばき人があることを紹介する所属があった。

調査の結果、次の手数料等については、証紙の入手が難しい申請者がいる、申請時に金額の確定が難しい、高額なため証紙の貼付枚数が大量になるといった実態が認められた。

ア 試験研究機関の手数料等

本県は、木材産業及び紙産業の技術支援等を行うために試験研究機関を設置し、機器の使用や依頼試験等を通じて事業者等の支援を行っている。こうした機関は全国的に少ないため県外からの申請が多数ある。あらかじめ試験の推移を想定して着手するものの、進行過程でその他の方法を選択することもあることから、申請時に金額の確定が難しい側面がある。また、試験の内容により手数料等が100万円を超えるものもある。

イ 建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料

建築基準法に基づく建築確認申請や構造計算適合性判定は、建築物の床面積の合計又は建築方法により手数料の額が算定されるが、建築物の規模によっては、両方の手数料を合計すると100万円を超えるものがある。

ウ 都市公園使用料又は占用料

県が設置した都市公園に公園施設を設けようとするとき、又は、鉄塔等で占用しようとするとき、県の許可を受けて申請者は使用料又は占用料を納付する。い

ずれも許可期間は複数年にわたることが多いが、使用料又は占用料は当該年度分を年度の初めに徴収している。同様の状況がみられる道路や河川等では現金（納入通知書による）で受け入れているが、都市公園では証紙で徴収すると規定している。また、申請内容によっては使用料の額が100万円を超えることがある。

エ と畜検査手数料

と畜場法は、食用に供する獣畜のとさつ又は解体の検査を規定しており、これに基づく検査を県が実施している。手数料は申請時の納付が原則であるところ、家畜は生き物のため、とさつ前に頭数が変更されることもある。そのため証紙については当日確定後に貼付させている。

(2) 証紙の安全性・確実性

証紙は、県にとって次のとおり安全で確実な方法であると認識されていることがわかった。

まず、職員が直接現金を取り扱うことがないため、計算ミスや紛失、盗難等のリスクは低く、安全な方法であると受け止めていた。また、受付時に証紙の金額を確認しやすく、額の過不足を発見できることもメリットと捉えていた。

次に、証紙は申請時の納付を求める前納が原則であるため、収入未済を生じることがない確実な方法と認識していた。県にはさまざまな収入未済金があり債権回収にあたっているが、これらの人件費等も考慮すれば、こうした事務の生じない徴収方法は、県にとって大変有効という意見もあった。

なお、証紙の取扱いについては、どの所属も消印するまでは現金同様に金庫で保管するなど、慎重な取扱いがみられた。

(3) 証紙にかかる経費

証紙にかかる経費は、印刷費、輸送費、売りさばき手数料及び証紙交付手数料があり、合計46,154,478円であった。

ア 印刷費

証紙の印刷については、11種類139万枚の印刷を行っており、印刷費の実績額は3,601,889円であった。1枚当たりの印刷単価については、500円までの小額証紙が1.72円、1,000円以上の証紙が4.02円となっていた。

なお、現在小額証紙のうち5円と1円は印刷していない。

また、印刷枚数については、500円が30万枚と最も多く、次に1,000円の25万枚となっており、最も少ないのは20円と10円の2万枚であった。

イ 輸送費

国立印刷局から県への輸送に要する経費は、124,000円であった。

ウ 売りさばき手数料

証紙売りさばき額は1,310,287,360円、売りさばき額に対する売りさばき手数料額（100分の3.15）の実績は41,274,237円であった。

なお、売りさばき人別売りさばき額等については表3のとおりであり、売りさばき手数料額が最も多いのは、社団法人高知県交通安全協会の21,404,104円（51.9パーセント）で、次に株式会社四国銀行の5,202,643円（12.6パーセント）であった。

表3 証紙売りさばき人別売りさばき額一覧表

売りさばき人	売りさばき額 (円)	割合 (%)	手数料額 (円)
(社) 高知県交通安全協会	679,494,100	51.9	21,404,104
(株) 四国銀行	165,162,700	12.6	5,202,643
高知県庁消費生活協同組合	125,717,000	9.6	3,960,128
(社) 高知県指定自動車学校協会	120,072,500	9.2	3,782,305
(株) 高知銀行	45,742,560	3.5	1,440,904
(社) 日本食品衛生協会高知県支部	37,821,800	2.9	1,191,398
土佐電気鉄道(株)	20,557,000	1.6	647,547
(社) 高知県発明協会	19,340,000	1.5	609,210
高知県家庭紙工業組合	14,504,900	1.1	456,909
(社) 高知県猟友会	11,774,500	0.9	370,900
その他	70,100,300	5.2	2,208,189
合計	1,310,287,360	100.0	41,274,237

エ 証紙交付手数料

証紙交付手数料の実績額は1,154,352円であった。

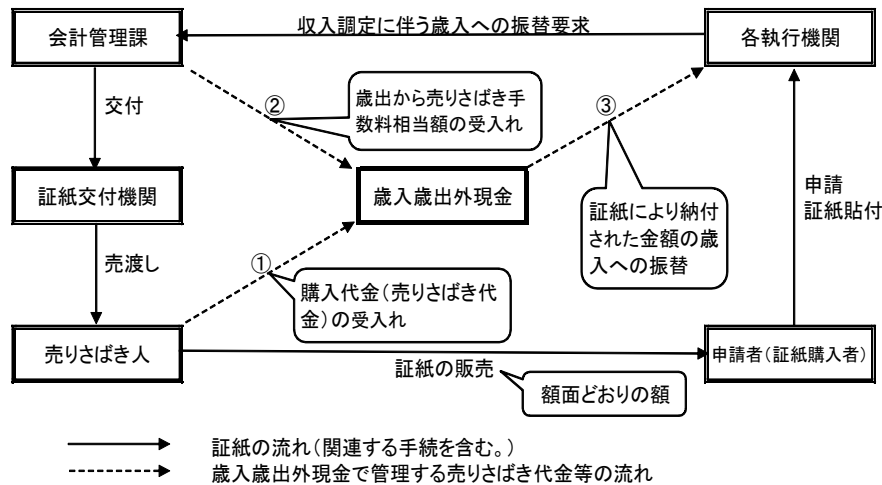
以上が証紙にかかる経費であるが、県で実施している他の収納方法の取扱いにかかる手数料を参考として記載すると、自動車税の場合、口座振替は1件21円、納税通知書は1件17.85円、コンビニ収納は1件57.75円となっており、自動車税以外の場合、納税通知書は1件21円である。また、ふるさと寄附金の場合のクレジット払いは、寄附金の1パーセント(税別)となっている。

(4) 証紙収入の経理方法

本県では、証紙売りさばき代金等を一般会計や特別会計ではなく、歳入歳出外現金で管理している。このため、証紙による手数料等の納付のあった各執行機関が収入調定を行って初めて歳入となっているが、こうした経理方法は「証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。」と規定している法第231条の2第2項に基づいた取扱いとなっていない。

また、証紙売りさばき代金のうち、各執行機関に手数料等として納付されない分(未使用等で使用されないもの)の金額が歳入歳出外現金に累積していると考えられる。(図14の①+②-③)

図14 証紙収入の流れ



- ① 売りさばき人は、証紙の売渡しを受ける際、額面金額から手数料分3.15%を差し引いた額を県へ納付し、県は売りさばき代金を歳入歳出外現金に受け入れる。
- ② 証紙の売渡しにより、歳入歳出外現金において、売りさばき人の手数料(3.15%)分不足が生じるので、会計管理課の歳出予算から売りさばき手数料相当額を歳入歳出外現金に受け入れる。(繰替払)
- ③ 会計管理課は、各執行機関が収入調定を行った金額の振替要求を受け、歳入歳出外現金から各執行機関の歳入へ振り替える。

(5) 手数料等にかかる徴収事務

証紙による徴収事務に関しては、証紙の消印や金額等のチェック、申請書等の取りまとめ、収入調定などの事務があり、件数や金額の多い所属では、事務量が多くなっていた。

しかし、徴収方法を証紙から別の手段に移行した場合、事務の効率化という視点に立てば、現金は、現金取扱員の設置、現金出納簿の記帳、現金領収書の発行、金融機関への払い込みなどの事務が必要となる。また、納入通知書は、債務者登録などの事務が必要となるうえ、入金の確認に時間を要するなどの問題があることから、多くの所属において、証紙による徴収は事務の効率化につながっているという意見であった。

所属の中には、証紙購入代金を現金で持参する申請者から領収書の発行を求められるケースなどもあり、対応に苦慮しているところもあった。

(6) 売りさばき人、関係団体と証紙制度のかかわり

ヒアリング調査を実施した所属が、証紙による手数料等にかかる業務の一部を委託しているのは、18団体であった。

ア 売りさばき人の指定を受けていない委託団体

証紙収入に関わる委託の状況は表4のとおりである。

表4 売りさばき人の指定を受けていない団体への委託状況

所 属	委託先	委託業務	受付窓口
危機管理・防災課	(社)全国火薬類保安協会	火薬類取扱・製造保安責任者免状交付事務に関する委託	高知県試験事務所(高知市本町)
	高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者及び液化石油ガス設備士免状交付事務に関する委託	協会本部(東京都)
消防政策課	(財)消防試験研究センター	危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託	高知県支部(高知市菜園場)
警察本部会計課	公安委員会が指定した11自動車教習所	仮免許試験補助業務及び仮免許証作成、交付業務委託	各指定自動車教習所
		取得時講習業務委託	
		高齢者講習及び講習予備検査業務委託	

県は、表4に記載した団体に、委託業務名で挙げた免状の交付や講習業務等を委託していた。その主な業務を行うに当たって申請者から申請書等の提出があるため、その受付業務を行い、同時に手数料の額に誤りがないかを確認していたが、売りさばき人の指定は受けていない。年間の受付件数は、指定自動車教習所については、11か所を合わせて約26,000件であり、またその他3団体については、30件から1,800件程度であった。

社団法人全国火薬類保安協会、財団法人消防試験研究センターはともに、高知市内に支部等があり、そこで受付を行っており、郵便での申請も可能としていた。また、高圧ガス保安協会の受付窓口は、協会本部(東京都)に限られているため、原則として簡易書留郵便での申請としていた。

一方、高知県内に11か所ある指定自動車教習所では、受託している仮免許試験補助及び講習等について、証紙を貼った申請書等を受付しており、申請者は指定自動車教習所に出向き手続していた。

イ 売りさばき人の指定を受けている委託団体

証紙収入に関わる委託の状況は表5のとおりである。

表5 売りさばき人の指定を受けている団体への委託状況

所 属	委託先	委託業務	受付窓口(売りさばき所)
消防政策課	高知県危険物安全協会	消防設備士講習委託	消防政策課内
		危険物取扱者保安講習委託	
文化・国際課	土佐電気鉄道(株)	旅券窓口業務委託	県庁パスポート窓口
警察本部会計課	(社)高知県交通安全協会	運転免許窓口業務委託	運転免許センター及び警察署
		更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習業務委託	
	(社)高知県安全運転管理者協議会連合会	安全運転管理者等講習委託	県庁本庁舎2階

(ア) 高知県危険物安全協会

県は、消防設備士及び危険物取扱者保安講習にかかる受付、会場借り上げ、

講師の依頼、講習修了の証明等を当協会に委託していた。年間の受付件数は約1,200件であり、事前申し込みであるため、郵便での申請も可能としていた。また、受付業務の一環として受講者から提出された講習受講申請書に貼付された手数料の額に誤りがないかを確認していた。同時に当協会は売りさばき人の指定を受けているため、申請書等を持参した者が証紙を貼付していない場合などは、その場で証紙を売りさばいていた。

(イ) 土佐電気鉄道株式会社

県は、旅券法に基づく事務を行うため、県内にパスポート窓口を4か所設け、プロポーザルによって選定した当社に、問い合わせ、受付、審査、交付等の業務を委託していた。年間の受付件数は約13,000件であった。証紙は、パスポート受領時に一般旅券受理票に貼付され、交付手数料として納付されるものであり、交付業務として手数料の額の確認をしていた。

県庁パスポート窓口では、証紙未購入者には必要な証紙と併せて、国への手数料の納付に必要な収入印紙も販売していた。そして、証紙の事前購入者は1割程度であるため、ほとんどの受領者は窓口で現金を持参して証紙を購入しているということであった。

(ウ) 社団法人高知県交通安全協会

県は、運転免許センター及び警察署における運転免許にかかる受付、審査等の窓口事務及び更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習業務等を当協会に委託していた。年間の受付件数は運転免許証の更新にかかるものだけでも、102,000件に達していた。

運転免許センターにおける窓口等では、本人確認や内容説明等を行い、必要な申請用紙を交付するとともに、証紙未購入者からは手数料に見合う現金を受け取り、証紙を貼付した証紙納付書を申請者に渡していた。免許の更新に関しては、ほぼ全員が窓口で現金を持参して証紙を購入しているということであった。

(エ) 社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会

県は、安全運転管理者講習及び副安全運転管理者講習の通知、実施、講習受講申し出書の受付、手数料として貼付された証紙の額の確認等を当連合会に委託していた。年間の受付件数は約3,000件であった。

この委託契約書に、「受託者は、受講者に対して、講習当日、安全運転管理者等講習受講申し出書に講習手数料の高知県収入証紙を貼付させ、提出させる。」とあった。また、講習通知書の受講案内には、講習会場でも証紙を取り扱っている旨の記載があった。

4 都道府県調査の結果

各都道府県会計管理者に、平成23年11月15日付けで「収入証紙制度及び公金の収納の方法について」を電子メールにて照会をし、44都道府県より回答を得た。

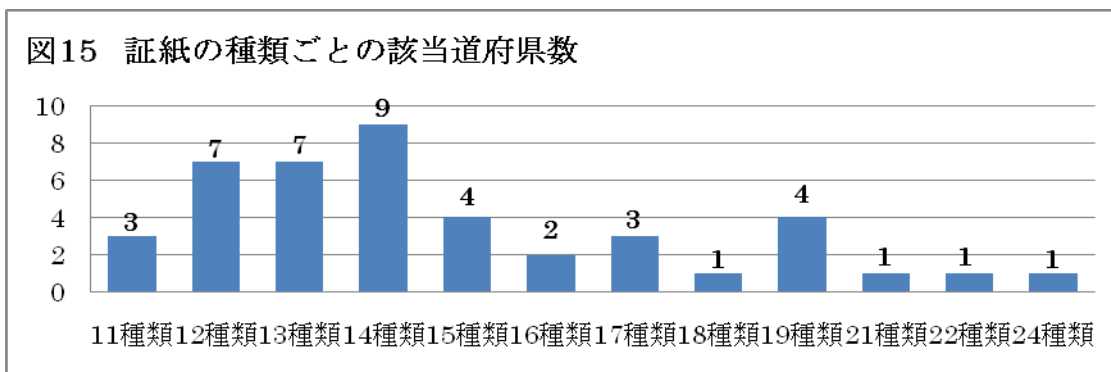
東京都では、平成22年4月から事務の効率化、都民の利便性の向上、収納方法の多様化への対応という観点から収入証紙を廃止していたが、他の道府県においては、本

県と同様に収入証紙制度が現在も維持されていた。

(1) 証紙の種類

証紙の種類については、図15のとおり11種類から24種類と道府県においてばらつきがみられた。

また最も高額な証紙は、35道府県において1万円であるものの、長崎県と宮崎県においては3万円、千葉県、長野県、滋賀県、和歌山県、大分県においては5万円、神奈川県においては10万円の証紙を発行していた。

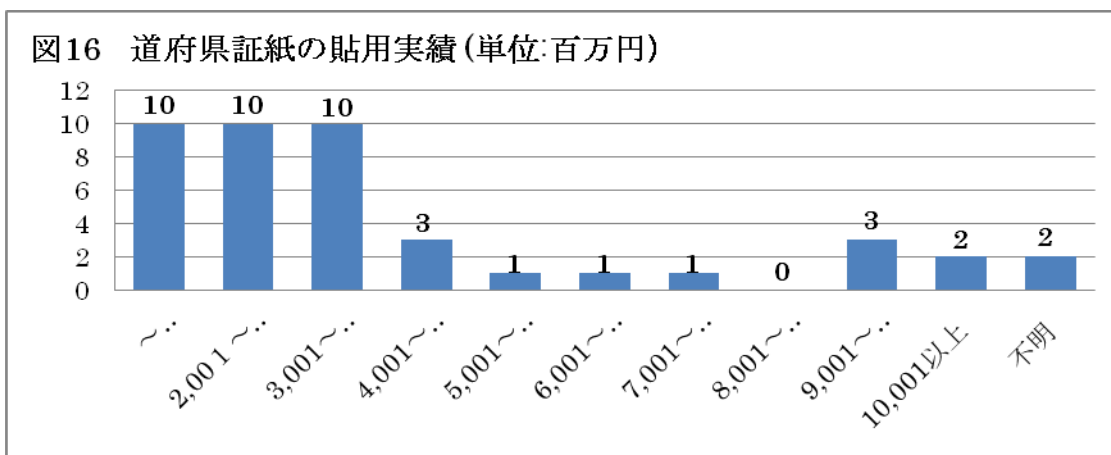


(※本県は、13種類である。)

(2) 証紙の貼用実績

各道府県の税条例にかかるものを除く証紙の貼用実績（証紙による手数料等の収入実績）は、図16のとおりであった。

なお、不明とは貼用実績を照会した部署では全体の実績額を把握していないということを示している。



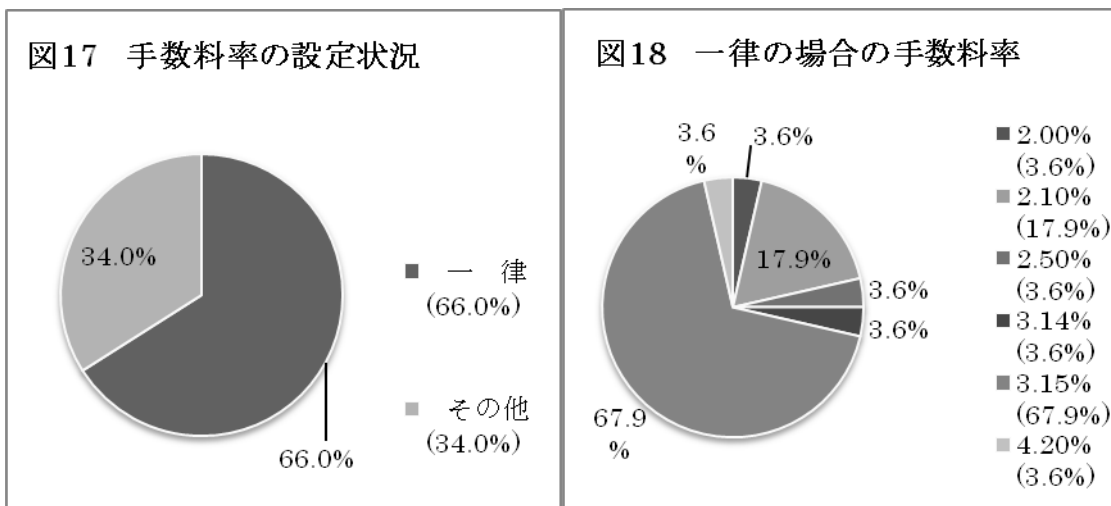
(※本県は1,310百万円である。)

(3) 売りさばき手数料率

売りさばき手数料率の全国の状況は、どの売りさばき人に対しても一律の売りさばき手数料率を設定していたところは、28道県である。そのうち手数料率が最も低いところは、岐阜県の2パーセント、最も高いところは山梨県の4.2パーセントであり、19道県は3.15パーセントの率を採用していた。

一方、15府県は手数料率について、売りさばき額に応じて設定したり、指定金融

機関や特定の手数料を扱う売りさばき人の場合等に別途設定していた。売りさばき額に応じて設定している県は、いずれも実績が一定額を超える場合に手数料率を段階的に引き下げることを行っていた。



(※本県は、一律3.15%である。)

(4) 証紙交付機関の指定状況

証紙交付機関を指定しているところは、24道府県（55.8パーセント）であった。そのうち、手数料を支払っているところは、7府県だった。

(5) 証紙の売りさばき代金の経理方法

売りさばき代金を経理する会計は「一般会計」が24道府県と多く、残りは「特別会計」が19県であった。

なお、本県は、歳入歳出外現金である。

(6) 収入証紙制度についての見直し状況

平成20年度から22年度の3年間においてなんらかの見直し等を行ったところは、21都府県であり、その内容は、「証紙に代わる収納方法の導入」が4都県、「収入証紙制度維持経費等の削減」が9府県、「その他」が12県であった（複数回答あり。）。

「証紙に代わる収納方法の導入」と回答した4都県においては、東京都における証紙の廃止のほか、経費削減、利便性の向上及び収納方法の多様化を図る観点等から、証紙と納入通知書等との併用を認める等の見直しを行っていた。

「証紙制度維持経費等の削減」と回答した9府県については、5府県で証紙売りさばき手数料の引き下げ、4県で県証紙を国立印刷局が定める統一デザインに移行したほか、5円、1円証紙の廃止を1県で行っていた。

「その他」と回答した12県については、収入証紙の交換手続や誤って購入した場合の返還手続の簡素化等の見直しを行っていた。

(7) 公金の納付方法

手数料等の納付方法として、Pay-easy（ペイジー）を導入しているところは16都府県に達していた。

また、本県と同様に県税のコンビニでの納付、ふるさと寄附金や県立病院等の診療費のクレジットカード支払など、一部の公金に限って納付方法を拡大している都道府県が多く見られた。

(参考)

Pay-easy（ペイジー）とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶマルチペイメントネットワークを活用して提供される収納サービスのこと。利用者は、金融機関の窓口のほか、ATM、電話、パソコン、モバイル等の各種チャネルを利用して、「いつでも」「どこでも」料金等の支払ができるようになり、その支払情報（消込み情報）は収納機関にリアルタイムで通知される。

5 現状と課題

(1) 現行の証紙制度について

証紙による徴収は、県にとって収入未済を生じない確実な方法であり、現金による収納に比べ、安全な方法であることが確認できた。そのうえ、収納事務及び許認可事務の効率化にもつながる方法であることが認められた。

しかし、申請者の視点からみると、売りさばき所の配置状況によっては、時間や場所の限定があることから、利便性での制約を受けることが確認された。証紙の購入が困難な状況を補うものとして、規則第3条第5項において貼り付けの委託を認めている。この規定が十分に認識されていない場合や所属によって取扱いが異なるなどの状況があり、また、職員が証紙購入代金を受け取った際の事務にも課題が認められた。金銭の受渡しを記録として残すことなども含め取扱いについて整理し周知する必要がある。

この外、条例では5円や1円の小額証紙を定めているが、手数料等は10円未満の端数を切り捨てる又は10円に切り上げる等の処理を行っていることなどから、近年は使用実績はなく、会計管理課でも印刷を行っていない。また、証紙交付機関を設けた平成18年度以降、株式会社四国銀行では扱ったことがないとの回答を得ていることから、5円や1円の小額証紙の規定について、実態を踏まえた検討が必要と思われる。

(2) 利便性の向上にむけて

申請者の一層の利便を図るには、証紙も含めた公金収納の多様な選択肢の充実が望まれる。

まず、「3 ヒアリング調査の結果」の(1)のアからエで述べたとおり手数料等が高額であったり申請時に確定が難しいなどの実態については、証紙を購入しなくても納付できる方法、例えば現金（納入通知書による）との併用により改善されると思われるため、それぞれの現状に合わせ最善の方策を検討されたい。

次に、電子納付等の優れた機能に着目すると、他の都道府県で導入事例があるペイジー等について財務会計システムへの導入を具体的に研究することが求められる。

現在、県のホームページでは、手数料等及び証紙制度について情報提供を行っているが、申請に必要な様式のダウンロードと相互にリンクしていない状況が見受け

られた。また、県外等遠隔地からの申請者もいることから、売りさばき人（所）についてサービス内容も含めるなど情報の充実が望まれる。

(3) 経費節減にむけて

証紙にかかる経費は、前述のとおり印刷費、輸送費、売りさばき手数料、証紙交付手数料などであるが、今後証紙制度を継続するに当たっては、経費が適正なものとなっているか検証し、より効率的に取り組むことが必要である。

また、証紙売りさばきの実態を見ると、売りさばき所が県の機関の近隣にあるかどうか、また受託者の場合は、取り扱っている手数料にかかる申請件数の多少により売りさばき額に大きな差がみられた。

本県は、売りさばき手数料率について一律3.15パーセントと規定しているが、他県においては、売りさばき額が一定額を超える場合は手数料率を引き下げている事例もみられることから、本県においても検討する必要があると思われる。

(4) 委託業務について

証紙にかかる手数料等の事務の一部を、団体に委託している所管課への調査と、その受託者のうち2団体への聞き取りから、次のことが明らかになった。

受託者は、受託業務（書類審査、免状又は資格証の交付、講習の実施等）を実施するに当たって、申請書等に貼付された証紙の金額が正しいかどうかを確認していた。

3の(6)のアに示した売りさばき人の指定を受けていない委託団体のうち、社団法人全国火薬類保安協会、高圧ガス保安協会及び財団法人消防試験研究センターについては、郵送申請も可能としていた。また、県内に11か所ある指定自動車教習所には年間合わせて約26,000人が申請に訪れていた。いずれも申請者に不便をかける状況は、認められなかった。

次に、3の(6)のイで示した受託者が売りさばき人である委託団体のうち、高知県危険物安全協会及び社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会は、講習の開催を主とする委託内容のため、受付時又は開催日に証紙を購入していない申請者がいた場合には、売りさばき人として証紙を販売し、申請者の利便を図っていた。ただし、県内各地で開催されるような講習であり、各会場で売りさばく実態がある場合は、届け出た売りさばき所以外での売りさばきに該当するため、手続が必要と思われる。

土佐電気鉄道株式会社及び社団法人高知県交通安全協会についても、売りさばき人として証紙を販売していることから、利便性の観点では申請者が現金で納付する場合と変わらない。さらに、3の(6)のイの(イ)及び(ウ)で示したとおり、日々の申請者が多く、手数料等の内容や金額が一定で、受付体制が整っている実態をみると、証紙による納付とする必要性が必ずしも認められないことから、この委託にかかる旅券法関係手数料及び運転免許等にかかる手数料については、現金による収納方法の検討が必要であると考えられる。

6 意見

地方公共団体の収入は、現金をもって納付することが原則であるが、証紙による収

入の方法が制度化され、約半世紀が経過した。その間には時代の変化を背景として、公金収納のあり方が多様化し、新たな収納方法が可能となっていることから、現行の収入証紙制度について、利便性及び安全・確実性等の観点から検証した。

現行の証紙制度については、先に述べたとおり、公金収納の方法として定着しており、安全、確実性が認められたところであるが、申請者については、一層の利便性を図ることが求められる。

本県においては、平成17年度からインターネット公売におけるクレジットカードによる公売保証金の納付、平成20年度から県立病院におけるクレジットカードによる医療費の支払、平成21年度からコンビニエンスストアによる自動車税の納付及びふるさと寄附金におけるクレジット払いと、順次、導入を進めてきた。

インターネットの普及は、情報伝達だけでなく代金決済においても大きな変革をもたらした。さらに新しい通貨といえる電子マネーが登場し、非接触ICカードや携帯電話等による支払方法が出現するなど、決済手段における多様化は急激に進んでいる。

将来的には、インターネットを活用した電子納付等は、申請者の利便性を高める観点から公金収納の選択肢を拡大するものとして導入される方向にあると考えられる。こうした収納方法の新たな導入には、基幹となる財務会計システムのインフラ整備も不可欠であるため、従来の収納方法との比較検討も十分行いながら、将来を見通し計画的に進めていくことが求められる。

また、監査結果を踏まえて、特に改善を要するものとして以下に取りまとめたので、利便性、確実性、経済性等を見極めながら、課題意識をもって検証し、実施されたい。

(1) 証紙と現金との併用について

県外在住者など証紙の購入が難しい申請者がいることや手数料等が高額のため貼付枚数の多い実態等が確認できたことから、申請者の利便を図るために、証紙と現金（納入通知書による）の併用について検討を求める。

また、証紙により徴収する手数料の事務を委託している事例の一部に、売りさばき人としても指定を受けている受託者から、ほとんどの申請者が受付窓口で証紙を購入すると同時に納付している場合があった。手数料等の金額が定額で、申請件数も多く、受付窓口の体制が整備されている業務については、現金収納についても検討されたい。

(2) 証紙の売りさばきについて

他県では、売りさばき手数料の率を売りさばき額に応じたものとしている事例等もあることから、現行の手数料率の設定について検討を求める。

なお、指定を受けた売りさばき人の売りさばき所以外での販売が見受けられたので、売りさばきの実態を把握したうえで、申請者の利便性を踏まえながら、適正な手続について指導を求める。

(3) 売りさばき代金の経理方法について

県が、証紙売りさばき代金を歳入歳出外現金で管理していることについては、平成20年度の行政監査「財務に関する通達、通知等の見直しについて」において、法

に沿った取扱いを行っていないと指摘したところであるが、具体的な改善について示されていない。速やかに、適法な経理とすることを求める。